【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年10月24日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中谷 友行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【事務連絡者氏名】 堂島 孝太

連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【電話番号】 03-6700-4111

【届出の対象とした募集内国投資信託受 明治安田グローバル債券 / バイ・ザ・ディップ戦略ファンド2025-12

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 上限 1,000億円

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

明治安田グローバル債券 / バイ・ザ・ディップ戦略ファンド2025-12 (以下、「当ファンド」ということがあります。)

愛称として、「ツイスト2512」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

単位型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

当初の1口当たり元本は、1円(1万口当たり元本金額1万円)です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

上限 1,000億円とします。

(4)【発行(売出)価格】

1口当たり1円とします。

(5)【申込手数料】

申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じた額)に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

「税抜」における税とは、消費税等に相当する金額をいいます(以下同じ。)。詳しくは販売会社へお 問合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(7)【申込期間】

2025年11月10日から2025年12月11日まで

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス https://www.myam.co.jp/

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金(申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じた額)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

申込に係る発行価額の総額は、設定日(2025年12月12日)に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。申込代金は販売会社にお支払いください。 販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年1回(12月11日。休業日の場合は翌営業日。)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてケイマン籍外国投資信託証券(円建て)Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund (以下、「外国投資信託証券」ということがあります。)および、明治安田マネープール・マザーファンドを投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。 当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
		株 式	
単位型	国 内	債 券	インデックス型
	海 外	不動産投信	
追加型	内 外	その他資産()	特殊型 (条件付運用型)
		資産複合	

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

単位型

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型(条件付運用型)

目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分表

周 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	_ &&	10.20.10.11.1	10.200/46	¥ ++ • °	44.74.70
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)			
大型株 中小型株	年2回	日本			ブル・ベア型
債券	年4回	北米		あり	
一般公債	年 6 回 (隔月)	区欠州	ファミリー ファンド	(部分ヘッジ)	条件付運用型
社債その他債券	年12回	アジア			
クレジット属性 ()	日々	オセアニア			ロング・ショー ト型 / 絶対収益
不動産投信	その他	中南米		なし	追求型
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ	ファンド・オ		
(資産複合((債券 一般)、スワップ取		中近東 (中東)	ブ・ファンズ		その他 ()
引)))		エマージング			
資産複合					
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合((債券 一般)、スワップ取引)))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて、主として債券およびスワップ取引に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル (日本を含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり(部分ヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型

目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、 目標とする投資成果(基準価額、償還価額、投資分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値に より定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

信託金の限度額:上限 1,000億円

ファンドの特色

●特色①

当ファンドは主として投資信託証券を投資対象とし、信託期間終了時に元本*の確保を図りながら、高いリターンの獲得を目指します。

*購入時手数料を考慮しません。

■当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は以下の通りです。

ファンドの名称	主要投資対象
Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund I	外貨建て投資適格社債等
明治安田マネープール・マザーファンド	日本の公社債等

上記投資信託証券をそれぞれ「外国投資信託証券」、「マザーファンド」ということがあります。各 投資信託証券については、後述「ご参考《組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要》」をご参 照ください。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンドの仕組みについては、後述「ファンドの仕組み」をご参照ください。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または 運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。

●特色②

外国投資信託証券を通じて実質的に外貨建て投資適格社債*およびソブリン債 (以下、「投資対象債券」といいます。)並びに担保付スワップ取引を通じて米国株 式・金利・為替市場に投資します。

※外貨建て投資適格社債には劣後債等を含みます。

- ■外国投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ■外国投資信託証券の運用はJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが行います。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドについて

外国投資信託証券の運用を行うJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(拠点:ロンドン)は、ストラクチャード・ファンドの運用・管理を目的として設立された、J.P.モルガンに属する運用会社です。

J.P.モルガンは米国ニューヨークに本社を置く世界有数のグローバル総合金融サービス会社で、投資銀行、証券取引、資金決済、証券管理、資産運用、プライベート・バンキング、コマーシャル・バンキング、コンシューマー・コミュニティ・バンキング等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

※J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー、およびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

●特色③

外国投資信託証券は「安定運用部分」と「積極運用部分」で構成されます。 当該ファンドの償還日において「安定運用部分」で元本の確保を目指すと同時に、 「積極運用部分」で高いリターンを目指します。

安定運用部分

「安定運用部分」では期間約5年の投資対象債券に投資を行い、原則として、 各債券の満期日(繰上償還予定日を含む)まで保有する運用を行います。

- ▶ 当初設定時の投資対象債券の銘柄選定は明治安田アセットマネジメント株式会社がJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドに対して行います。
- ▶ 投資対象債券は取得時においてBBB格相当以上の債券とします。
 ※投資対象債券が格下げされた場合でも、原則として信託期間中の銘柄入替えは行いません。
- ▶ 投資対象債券は担保付スワップ取引を通じて実質的に対円で為替ヘッジされます。 ※担保付スワップ取引により為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるものではありません。

<元本の確保について>

- ○当ファンドは信託期間終了時における元本確保*を目指しますが、それを保証するものではありません。当ファンドを信託期間中に解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。
 - *購入時手数料を考慮しません。
- ○当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は約5年後の信託期間終了時における元本確保を目指しますが、それを保証するものではありません。 以下の様な場合においては、外国投資信託証券の受益権の償還価額が投資元本を下回ることがあります。
 - ・外国投資信託証券の運用会社またはスワップカウンターパーティであるJ.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エーが経営破綻した場合
 - ・外国投資信託証券が投資対象とする投資対象債券が債務不履行になった場合
 - ・投資対象債券が、外国投資信託証券の信託期間終了時までに償還されず、同時期に売りつけることとなった場合
 - ・その他外国投資信託証券が繰上償還する場合 等

積極運用部分

「積極運用部分」では「安定運用部分」から得られる利金等の一部を活用し、 担保付スワップ取引を通じて実質的に米国株式に投資することにより、J.P.モ ルガンが算出する「J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下、「戦 略指数」といいます。)」に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- ▶ 「積極運用部分」の日々の値動きは、戦略指数の日次騰落率の原則15倍程度となるようにレバレッジを活用し運用を行います。ただし、積極運用部分の評価額が積極運用開始時から一定程度上昇した場合においては、レバレッジ倍率が15倍程度から引き下げられます。
 - ※外国投資信託証券の日々の値動きが戦略指数の日次騰落率の15倍程度となる わけではありません。
 - ※積極運用部分の評価額がゼロとなった場合は、信託期間終了時まで外国投資信 託証券は安定運用部分のみで運用されます。
 - ※「積極運用部分」の運用成果が「安定運用部分」を毀損することはありません。

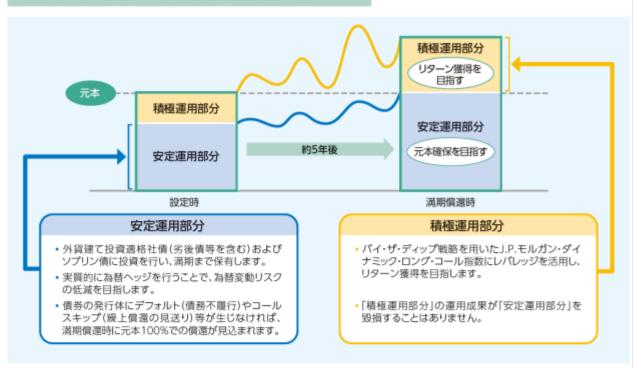
J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数

- ◆コールオプションの買いを活用しS&P500指数が下落したタイミングを見計らって買いを入れる押し目買い戦略(バイ・ザ・ディップ戦略)を活用した指数です。
- ◆条件を満たすと「押し目買い」のタイミングと判断し、一時的な株価下落からのリバウンドを 収益化することを目指します。
- ※J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利は JPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

担保付スワップ取引は、実際に投資対象資産(米国株式・金利・為替)を保有していなくとも、スワップ取引の相手方(J.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー)と投資対象資産のパフォーマンスを受取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことです。

当該担保付スワップ取引にかかる費用は、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。 当該担保付スワップ取引については、後述の「ファンドの仕組み」「投資リスク」をご参照ください。

当ファンドが投資する外国投資信託証券のイメージ



※上記は分かりやすくご理解いただくためのイメージ図であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではございません。
※「安定運用部分」と「積極運用部分」の配分比率は、外国投資信託証券の組成時における市場環境等により変動します。
※外国投資信託証券の償還価格は「安定運用部分」と「積極運用部分」を合わせた償還価格で決定されます。

※J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

●特色④

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

J.P. モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下「戦略指数」といいます。)は、明治安田アセッ トマネジメント株式会社(以下「明治安田AM」といいます。)の利益のためにライセンスされています。JP モルガン・セキュリティーズ・ピー・エル・シー(以下「JPMS plc」といいます。)またはその関連会社 (総称して「JPモルガン」といいます。)は、明治安田AMおよび明治安田グローバル債券 / バイ・ザ・ ディップ戦略ファンド2025-12(以下「本商品」といいます。)に関して、スポンサー、運営、支持、販売ま たは推奨を行っていません。JPモルガンは、本商品に投資する投資家や保有者、本商品についてのエクス ポージャーを取る者、その他いかなる者(総称して、以下「投資家」といいます。)に対しても、(a)本商品 その他金融商品一般への投資の適切性、および(b)特定の目的を達成する上で戦略指数に対するエクスポー ジャーを取ることの適切性もしくは適当性について、明示または黙示を問わず、いかなる点の表明保証を行 いません。投資家は、独自に適切な専門家の助言を求めたうえで投資を行うことが求められます。JPモルガ ンは、本商品の発行、管理、マーケティングおよび取引に関して一切の義務や責任も負いません。戦略指数 を公表することや、 戦略指数を構成するあらゆる種類の資産その他の要素を参照することは、JPモルガンに よるそれらの資産やその他の構成要素についての投資勧誘や助言を構成するものではなく、いかなる者もこ のように解釈して、これに依拠すべきではありません。JPモルガンは、戦略指数または本商品に関し、投資 顧問または投資運用者として行動しておらず、明治安田AMまたは投資家に対して、いかなる受託者責任も負 いません。

戦略指数は、明治安田AM、本商品または投資家に何らの関係もなく、JPMS plcによって独自に設計、編纂、計算若しくは維持され、また、同社によってそのスポンサーを担われています。明治安田AMにおける戦略指数の利用権は、突然終了する場合があり、明治安田AMはそのような場合に対応できるよう本商品を設計することについて責任を負います。JPMS plcは、戦略指数を設計、編纂、計算、維持し、もしくはそのスポンサーを担うことに際して、または当該指数の停止を決定することに際して、本商品に投資する可能性がある者の要望や要請を考慮する法的義務を負いません。

JPモルガンは、戦略指数に関連し、(a)そのあらゆる条件、満足度、品質、性能または目的適合性、(b)同指数を本商品に組み込むことによって達成される結果、(c)同指数に含まれるデータ、もしくはここから欠落したデータ、(d)本商品に関して同指数を使用すること、または(e)同指数の基となる情報の真実性、有用性、汎用性、完全性若しくは正確性について、(明示的なものであるか黙示的なものであるか、法定されたものか否かを問わず)いかなる表明、保証または約束を行いません。JPモルガンは、戦略指数の基となる情報に誤り若しくは欠落があっても、または、何らかの障害から生じた結果についても、投資家に対し、いかなる責任も負わず、また、その事象について助言する義務を負いません。法律上禁止されない限り、仮にJPモルガンによって前記の表明保証または約束が与えられたとみなされたとしても、その表明保証または約束の効力は、否認され、その内容から除外されます。法律上このように解することが許される限り、JPモルガンは、投資家を含むいかなる者に対しても、戦略指数の設計、編纂、計算もしくは維持に関し、スポンサーとなることに関し、または本商品に関して、前記の者が被ったいかなる損失、損害、費用、料金、支出またはその他の負債についても、その原因を問わず、それが懲罰的損害、間接損害または結果的損害のいずれであるかにかかわらず、または事業、利益、時間もしくは営業上の信用のいずれに関するものであるかにかかわらず、いかなる責任を負いません。

戦略指数は、JPMS plcの独占的な財産です。JPMS plcは、戦略指数の設計、編纂、計算、維持またはスポンサーを継続する義務を負いません。また、JPMS plcは、戦略指数に関連する機能の一部または全部を第三者に委任又は譲渡することができます。

EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

JPモルガンは、戦略指数および本商品と類似し、または競合する可能性のある他の指数や商品を独自に発行し、またはそのスポンサーとなることがあります。JPモルガンは、戦略指数の参照資産または当該資産を参照するデリバティブ取引等の金融取引を行うことがあります。これらの活動は、戦略指数および本商品の価値に対して、何らかの影響を与える可能性があります。

以上の各段落の内容は、それぞれ個別に適用され得ます。いずれかの段落の内容が無効または執行不能と判断された場合でも、その他の内容の有効性には影響を与えません。

(2)【ファンドの沿革】

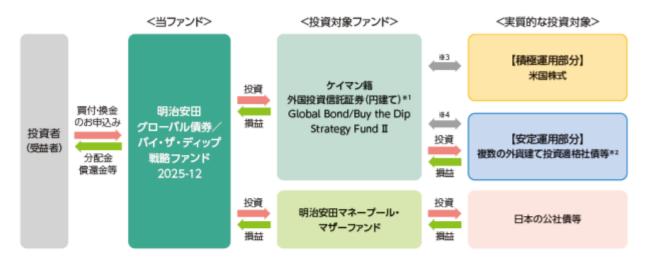
2025年12月12日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始(予定)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

- ※1 J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが運用を行います。
- ※2 当初設定時のポートフォリオ構築において、外貨建て投資適格社債等の銘柄選定は明治安田アセットマネジメント株式会社がJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドに対して行います。
- ※3 J.P.モルガン・チェース・パンク・エヌ・エーを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数へのレパレッジ運用の投資効果を反映します。
- ※4 J.P.モルガン・チェース・パンク・エヌ・エーを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、複数の外貨建て投資適格社債等を実質的に円へッジします。

当該担保付スワップ取引にかかる費用は、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。 上記は、今後変更になる場合があります。

J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利は JPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用していま す。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

委託会社等およびファンドの関係法人

1.委託会社(委託者) : 明治安田アセットマネジメント株式会社

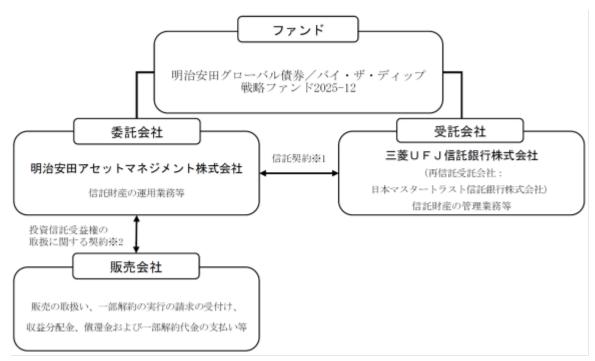
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社(受託者) : 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。(受託会社は信託事務の一部につき日本マスタートラスト 信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社および受託会 社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定し ています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額(本書提出日現在) 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月: コスモ投信株式会社設立

1998年10月: ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コス

モ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月: 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月: 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレ

スナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月: 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月: 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント

株式会社」に変更

3. 大株主の状況(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- . 基本方針
- この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- . 投資対象

ケイマン籍外国投資信託証券(円建て)Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund (以下、「外国投資信託証券」ということがあります。)および、明治安田マネープール・マザーファンドを主要投資対象とします。

. 投資態度

当ファンドは、主としてケイマン籍外国投資信託証券(円建て)Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund および明治安田マネープール・マザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります。)を投資対象とし、信託期間終了時に元本の確保を図りながら、高いリターンの獲得を目指します。

外国投資信託証券を通じて実質的に外貨建て投資適格の社債(劣後債等を含みます)およびソブリン債(以下、「投資対象債券」といいます。)並びに担保付スワップ取引を通じて米国株式・金利・為替市場に投資します。

外国投資信託証券は「安定運用部分」と「積極運用部分」で構成されます。当該ファンドの償還日において「安定運用部分」で元本の確保を目指すと同時に、「積極運用部分」で高いリターンを目指します。

・「安定運用部分」では期間約5年の投資対象債券に投資を行い、原則として、各債券の満期日(繰上 償還予定日を含む)まで保有する運用を行います。

当初設定時の投資対象債券の当該銘柄選定は明治安田アセットマネジメント株式会社がJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドに対して行います。

投資対象債券は取得時においてBBB格相当以上の債券とします。

・「積極運用部分」では「安定運用部分」から得られる利金等の一部を活用し、担保付スワップ取引を通じて実質的に米国株式に投資することにより、J.P.モルガンが算出する「J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下、「当該指数」といいます。)」に連動する投資成果を目指して運用を行います。

「積極運用部分」の日々の値動きは、当該指数の日次騰落率の原則15倍程度となるようにレバレッジを活用し運用を行います。ただし、積極運用部分の評価額が積極運用開始時から一定程度上昇した場合においては、レバレッジ倍率が15倍程度から引き下げられます。

J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利は JPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用していま す。

・外国投資信託証券の運用はJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが行います。

外国投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

. 投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の直接利用は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。なお、投資信託証券が、一般社団法人 投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合(当該投資信託の投資制限に 同等以上の制限がある場合を含む)に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の 純資産総額の35%以内とします。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 八.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主として、ケイマン籍外国投資信託証券(円建て)Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund および明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田マネープール・マザーファンドの受益証券(その受益権を他の投資信託の受益者に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 限ります。)

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ご参考《組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要》

本書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。

ファンド名 Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund I	
形 態	ケイマン籍外国投資信託証券(円建て)
主要投資対象	外貨建て投資適格社債(劣後債等含みます)およびソプリン債並びに担保付スワップ取引を通じて米国株式・金利・為替市場に投資します。
信託期間	2025年12月15日~2030年11月29日
投資態度	 ①外貨建て投資適格社債(劣後債等を含みます)およびソプリン債(以下、「投資対象債券」といいます。)並びに担保付スワップ取引を通じて米国株式・金利・為替市場に投資し、償還時における元本確保を目指します。 ②投資対象債券は、明治安田アセットマネジメント株式会社が選定した、満期日(繰上償還予定日を含む)までの残存期間が原則として5年以下で、取得時にBBB格相当以上の格付を有するものとし、原則として対円での為替ヘッジを行い、各債券の満期日(繰上償還予定日を含む)まで保有します。また、担保付スワップ取引を通じて、金利、為替市場に投資し、原則として対円での為替ヘッジ、および安定的なクーポンの受取りを目指します。(以下、「安定運用部分」といいます。) ③投資対象債券から得られる利金の一部を活用し、担保付スワップ取引を通じて実質的に米国株式に投資することにより、「J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下、戦略指数といいます。)」に連動する投資成果を目指して運用を行います(以下、「積極運用部分」といいます。)。 (戦略指数について) ●戦略指数におりますの指数が下落トレンド、かつリバウンドが見込まれる局面において、S&P500指数のオプション取引を活用し、収益の獲得を目指します。 ●町積極運用部分」の評価額がゼロとなった場合は、信託期間終了時まで当ファンドは「安定運用部分」の評価額がゼロとなった場合は、信託期間終了時まで当ファンドは「安定運用部分」のみで運用されます。なお、「積極運用部分」の運用成果が「安定運用部分」を毀損することはありません。 ④担保付スワップ取引の相手方は、J.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エーです。 ※当ファンドの投資顧問会社およびスワップカウンターパーティが経営破綻した場合、投資対象債券が債務不履行になった場合等、当ファンドの受益権の償還価額が投資元本を下回ることがあります。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。③同一発行体が発行する社債への投資割合は、純資産総額の35%を超えないものとします。
運用管理費用等	年0.2%程度 上記の料率は、運用報酬、受託報酬、管理事務代行報酬、保管受託報酬、売買時の売買 委託手数料、監査費用等の合計となります。その他の費用として、当ファンドの当初設定 額の0.1%程度が、投資対象債券の銘柄選定の対価として明治安田アセットマネジメン ト株式会社に対して支払われます。 また、租税に係る費用等がかかるため、上記の各料率を実質的に上回る場合があります。

決	質 日	毎年11	月29日
	,	-9-1-1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

主な関係法人

投資運用会社:J.P. Morgan Mansart Management Limited 管理事務会社:BNP Paribas Fund Administration Services (Ireland) Limited 事務代行会社:BNP Paribas Trust Services Singapore Limited 保管会社:BNP Paribas Securities Services

- ※当ファンドがスワップ取引を通じてリターンを受取るJ.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の価格は指数管理費用(年率0.25%)および取引費用等が控除されます。なお、取引費用等は市場環境に応じて変動するため、事前に料率上限等を表示することはできません。
- ※J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。
- ※前記の外国投資信託証券は今後設定される予定の為、費用等の内容は変更される場合があります。

ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)
設 定 日	2011年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針 と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	1.国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 2.ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 3.資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	1.株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2.外貨建資産への投資は行いません。 3.投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決 算 日	原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

※前記の内容は、有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、今後変更になる場合があります。
※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

前記の組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要に記載されていない事項についても、一般 社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)にかかる要件を満たしております。

(3)【運用体制】

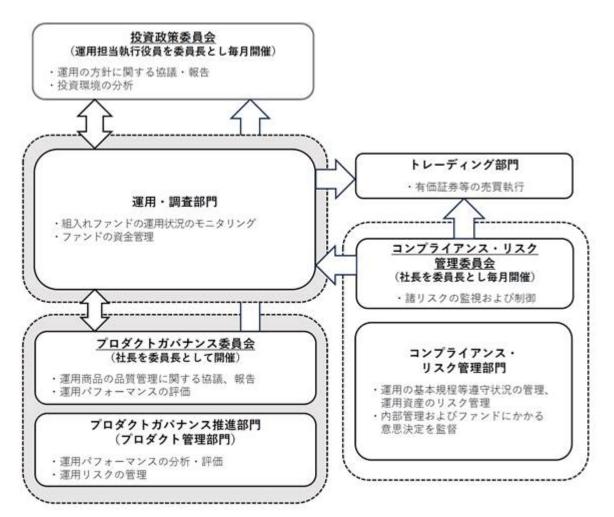
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する 検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部 (プロダクト管理グループ)が中心となって行います。

プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



プロダクトガバナンス推進部門(プロダクト管理部門)の人数は5~10名程度です。 コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5~10名程度です。

- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資ー任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ(https://www.myam.co.jp/)の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制>

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回(12月11日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1. 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- 2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- 1.信託期間中の収益分配は、2.に掲げる収益分配可能額の範囲内で、前 に定める収益分配方針にしたがって行います。
- 2. 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、約款の規定による支出金控除後、収益分配前の信託 財産の純資産総額に応じ、次の a.b.に掲げる額とします。
 - a. 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または利子・配当等収益(利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から約款に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる利子・配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
 - b. 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、利子・配当等収益から約款に規定する支出 金ならびに計算期間中の一部解約額にかかる利子・配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。)に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 投資信託約款に基づく投資制限 > 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引の直接利用は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。なお、投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合(当該投資信託の投資制限に同等以上の制限がある場合を含む)に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

有価証券の借入れ

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- 2.前1.の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、前2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4.前1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2.一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<法律等で規制される投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動 その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みま

す。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、<u>投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本</u>を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

債券投資に伴うリスク (安定運用部分)

価格変動リスク

債券の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、 市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要 因となります。

為替変動リスク

実質組入外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する実質組入外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や 倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

劣後債固有のリスク

一般的に、劣後債への投資には次のような固有のリスクがあり、普通社債等への投資と比較して、以下の各リスクは相対的に大きいものとなります。この場合、ファンドの基準価額を下げる要因となります。なお、以下は劣後債固有のリスクをすべて網羅したものではありません。

1.法的弁済順位劣後のリスク

一般的に、劣後債の法的弁済順位は株式に優位し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破綻等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付会社により付与されています。

2.繰上償還延期のリスク

一般的に、劣後債には繰上償還(コール)条項が定められており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。また、市場環境等の要因により予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、金利負担増等により価格が大きく下落することがあります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 利払い繰延・停止のリスク

利息または配当の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益動向等により、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。

4.制度変更等に関するリスク

劣後債に関する規制や税制の変更等、当該証券市場にとって不利益な変更等があった場合、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。また当該証券に関するリスク特性が一部変化する可能性があります。

特化型運用にかかるリスク(銘柄集中リスク)

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、実質的に銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は大きくなる可能性があります。

流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、また一般的に、劣後債は、市場における流動性が相対的に低いことから、市況によっては相当程度売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

戦略指数への投資に伴うリスク(積極運用部分)

価格変動リスク

J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下戦略指数)は、米国株式市場の影響を受けて 変動します。戦略指数の下落は、積極運用部分の資産の評価額を減少させる要因となります。 レバレッジリスク

積極運用部分において、戦略指数に最大15倍のレバレッジ取引を行います。レバレッジ効果により少額 の資金で高いリターンの獲得を目指すため米国株式市況の影響を大きく受けます。戦略指数の値動きに 比べファンドの基準価額の変動は大きくなる可能性があります。

担保付スワップ取引に関するリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券においてスワップ取引を行うため、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から担保を受取ることでスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利は JPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

2. その他のリスク・留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

当ファンドは信託期間終了時における元本確保を目指しますが、それを保証するものではありません。 当ファンドを信託期間中に解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は約5年後の信託期間終了時における元本確保を目指しますが、それを保証するものではありません。以下の様な場合においては、外国投資信託証券の受益権の償還価額が投資元本を下回ることがあります。

- ・外国投資信託証券の運用会社またはスワップカウンターパーティであるJ.P. モルガン・チェース・バンク・エヌエーが経営破綻した場合
- ・外国投資信託証券が投資対象とする投資対象債券が債務不履行になった場合
- ・投資対象債券が、外国投資信託証券の信託期間終了時までに償還されず、同時期に売りつけることと なった場合
- ・その他外国投資信託証券が繰上償還する場合等

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

当ファンドの収益分配金の水準は必ずしも計算期間中の収益率を示すものではありません。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

(2)リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理 状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は、2025年7月31日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3)参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(注)当ファンドは、2025年12月12日設定予定ですので、該当データがありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2020年8月~2025年7月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。 (注)当ファンドは、2025年12月12日設定予定ですので、該当 データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者	
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.	
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー コンサルティング株式		
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC	
新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P.M		J.P.Morgan Securities LLC	

- (注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
- ※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
- ※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI (国債)は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド)は、J.P.Morgan Securities LLC(JPモルガン)が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じた額)に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

(2)【換金(解約)手数料】

信託財産留保額は、換金請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。 「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約 される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

ファンドの元本総額に対し、年率0.847%(税抜0.77%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは翌営業日)および毎計算期末に当該計算期間末の受益権口数に対応する金額が、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額が、信託財産中から支払われます。

運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分および内容は、次のとおりです。

< 内訳 >

配分	料率(年率)
委託会社	0.33% (税抜0.3%)
販売会社	0.495%(税抜0.45%)
受託会社	0.022%(税抜0.02%)
投資対象とする 投資信託証券*1	0.2%程度*2
実質的な負担*1	1.047%程度(税抜0.97%程度)

< 内容 >

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定 書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における管理会社・投資顧問会社、受託会 社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等
実質的な負担	

- *1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。
- *2 上記の料率は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬となります。その他の費用として、当該投資信託証券の当初設定額の0.1%程度が、投資対象債券の銘柄選定の対価として明治安田アセットマネジメント株式会社に対して支払われます。また、租税に係る費用等がかかるため、上記の信託報酬を実質的に上回る場合があります。

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が 行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

上記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱について

- 1. 個人の受益者に対する課税
- < 収益分配金に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金については、以下の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

税率 20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費を控除した利益)については、 譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口 座を選択している場合は、源泉徴収(原則として、確定申告は不要)となります。

税率
20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。)の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率 15.315%(所得税15.315%)

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象外です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(参考情報)ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

5【運用状況】

当ファンドは、2025年12月12日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

(注)当ファンドは、2025年12月12日から運用を開始することを予定しています。

2025年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

分配の推移

該当事項はありません。

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

[※]最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

[※]ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)申込受付

取得申込は、原則として、販売会社所定の方法でお申込みください。

(2)申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(3)申込価額

1口当たり1円。

取得申込者は、申込代金(申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じた額)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(4)申込手数料

申込金額(1口当たり1円に申込口数を乗じた額)に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社までお問合わせください。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、 保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権について、信託契約締結日に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2【換金(解約)手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設けることがあります。

(1)解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

(2)解約受付

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

ただし、申込受付日または申込受付日の翌営業日がロンドン、ニューヨーク、ダブリンの銀行のいずれかの休業日、申込受付日または申込受付日の翌営業日がシカゴ・オプション取引所の休業日、および換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があると委託会社が判断して定める日のいずれかに該当する場合は、解約申込の受付は行いません。

(3)解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

(4)解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いたものとします。 基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス https://www.myam.co.jp/

(5)信託財産留保額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(6)解約代金の支払い

解約代金は受益者の解約請求受付日から起算して、原則として7営業日目以降、販売会社の本支店、営業所 等で支払います。

(7)解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの 信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消 の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載ま たは記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法	
投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額により評価します。	
親投資信託受益証券	原則として、計算日の基準価額により評価します。	

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前 9 時〜午後 5 時) ホームページアドレス https://www.myam.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2025年12月12日から2030年12月11日まで

信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年12月12日から翌年12月11日までとします。

第1計算期間は信託契約締結日から2026年12月11日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

- 1.信託契約の解約
 - a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなったときは、 受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会 社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - c.委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - d.前記c.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - e.前記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - f.前記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている 場合であって、前記c.からe.までの手続を行うことが困難な場合には、適用しません。
- 2.信託契約に関する監督官庁の命令
 - a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
 - b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款の規定にしたがいます。
- 3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
 - a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b.前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- 5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益 者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判 所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を 選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできない ものとします。
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前記1.から6.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

公告

- 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
- 2.前記1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて 交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成する予定であり、販売会社にて入手可能です。また、委託 会社のホームページにおいても入手可能です。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の 3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新され ます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬ よう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日。)から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(2)換金(解約)の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄 写を請求することができます。

(4)反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な 約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取 るべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドは、2025年12月12日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。当ファンドの監査は、EY新日本有限責任監査法人が行う予定です。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

明治安田グローバル債券 / バイ・ザ・ディップ戦略ファンド2025-12 当ファンドは、2025年12月12日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、 該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合 その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請 求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委 託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(6)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社および指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額: 10億円

会社が発行する株式総数: 33,220株

発行済株式総数: 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移> 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部(プロダクト管理グループ)が行います。
- 4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門 にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	150 本	1,749,651,796,715 円
体以投具信託	単位型	22 本	406,853,634,574 円
公社債投資信託	単位型	17 本	25,261,896,399 円
合計		189 本	2,181,767,327,688 円

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

前払費用 173,318 234,4 未収委託者報酬 1,835,703 1,826,2 未収投資助言報酬 431,223 405, 未収投資助言報酬 9,464 2,5 その他 8,832 4,7 流動資産合計 11,413,886 12,026,3 固定資産 1 1557,378 1507,3 器具備品 1241,461 163,3 163,3 建設仮勘定 - 5,6 5,6 有形固定資産合計 798,839 675,8 無形固定資産 241,134 184,7 ソフトウェア 241,134 184,7 ソフトウェア仮勘定 2,431 184,7 投資その他の資産 243,565 184,7 投資有価証券 3,966 1,6 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8			(単位:千円)
資産の部流動資産現金・預金8,955,3459,552,6現金・預金173,318234,6未収委託者報酬1,835,7031,826,2未収費的言報酬431,223405,7未収投資助言報酬9,4642,5その他8,8324,7流動資産合計11,413,88612,026,5固定資産241,461163,3建設仮勘定-5,7有形固定資産合計798,839675,8無形固定資産241,134184,7ソフトウェア241,134184,7ソフトウェア仮勘定2,431184,7無形固定資産合計243,565184,7投資その他の資産243,565184,7投資者価証券3,9661,5長期差入保証金300,000300,6長期前払費用3,6581,6前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8			
現金・預金 8,955,345 9,552,4 前払費用 173,318 234,4 未収至託者報酬 1,835,703 1,826,2 未収投資助言報酬 431,223 405,7 未収投資助言報酬 9,464 2,5 その他 8,832 4,7 流動資産合計 11,413,886 12,026,3 固定資産 249 1,557,378 1,507,3 器具備品 1,41,461 1,63,3 建設仮勘定 - 5,7 有形固定資産合計 798,839 675,8 無形固定資産 2,431 184,7 ソフトウェア 241,134 184,7 ソフトウェア仮勘定 2,431 184,7 投資その他の資産 243,565 184,7 投資その他の資産 3,966 1,5 長期差入保証金 300,000 300,0 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8	資産の部	(==== / =/=== /	(==== ====)
前払費用 173,318 234,4 末収委託者報酬 1,835,703 1,826,2 未収運用受託報酬 431,223 405, 未収投資助言報酬 9,464 2,6 その他 8,832 4,7 流動資産合計 11,413,886 12,026,3 固定資産 有形固定資産 建物 1557,378 1507,2 器具備品 1241,461 163,3 建設仮勘定 - 5,6 有形固定資産と 798,839 675,8 無形固定資産と 798,839 675,8 無形固定資産と 1,134 184,4 ソフトウェア 241,134 184,4 ソフトウェア 241,134 184,4 ソフトウェア仮助定 2,431 184,4 投資その他の資産 投資有価証券 3,966 1,6 長期差入保証金 300,000 300,6 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 788,405 808,8	流動資産		
未収運用受託報酬 1,835,703 1,826,7 未収運用受託報酬 431,223 405,7 未収投資助言報酬 9,464 2,5 その他 8,832 4,7 流動資産合計 11,413,886 12,026,3 固定資産 有形固定資産 建物 1557,378 1507,2 器具備品 1241,461 163,3 建設仮勘定 - 5,6 有形固定資産合計 798,839 675,8 無形固定資産 241,134 184,7 ソフトウェア 241,134 184,7 投資その他の資産 243,565 184,7 投資有価証券 3,966 1,5 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 1 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8	現金・預金	8,955,345	9,552,621
未収運用受託報酬 431,223 405, 未収投資助言報酬 9,464 2,5 その他 8,832 4,7 流動資産合計 11,413,886 12,026,3 固定資産 有形固定資産 建物 1,557,378 1,507,2 器具備品 1,241,461 1,668,6 建設仮勘定 - 5,7 有形固定資産合計 798,839 675,8 無形固定資産 241,134 184,7 ソフトウェア 241,134 184,7 ソフトウェア仮勘定 2,431 1,668,6 投資その他の資産 3,966 1,5 投資有価証券 3,966 1,5 長期首込費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 1 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8	前払費用	173,318	234,646
未収投資助言報酬 9,464 2,5 その他 8,832 4,7 流動資産合計 11,413,886 12,026,3 固定資産 有形固定資産 建物 1557,378 1507,2 器具備品 1241,461 163,3 建設仮勘定 - 5,7 有形固定資産合計 798,839 675,8 無形固定資産 241,134 184,7 ソフトウェア 241,134 184,7 ソフトウェア仮勘定 2,431 184,7 無形固定資産合計 3,966 1,5 投資有価証券 3,966 1,5 長期差入保証金 300,000 300,0 長期前払費用 3,658 1,658 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8	未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
その他8,8324,7流動資産合計11,413,88612,026,3固定資産11,413,88612,026,3建物1 557,3781 507,2器具備品1 241,4611 163,3建設仮勘定-5,7有形固定資産合計798,839675,8無形固定資産241,134184,7ソフトウェア241,134184,7ソフトウェア仮勘定2,431184,7無形固定資産合計243,565184,7投資その他の資産3,9661,5長期差入保証金300,000300,0長期前払費用3,6581,6前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	未収運用受託報酬	431,223	405,189
流動資産合計11,413,88612,026,3固定資産有形固定資産建物1557,3781507,2器具備品1241,461163,3建設仮勘定-5,6有形固定資産合計798,839675,8無形固定資産241,134184,6ソフトウェア仮勘定2,431184,6無形固定資産合計243,565184,6投資その他の資産3,9661,5長期差入保証金300,000300,6長期前払費用3,6581,6前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	未収投資助言報酬	9,464	2,915
固定資産 有形固定資産 建物 1557,378 1507,2 器具備品 1241,461 1163,3 建設仮勘定 - 5,7 有形固定資産合計 798,839 675,6 無形固定資産 ソフトウェア 241,134 184,7 ソフトウェア仮勘定 2,431 184,7 投資その他の資産 投資有価証券 3,966 1,6 長期差入保証金 300,000 300,6 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 投資その他の資産合計 788,405 808,6 固定資産合計 7,830,811 1,668,8	その他	8,832	4,723
有形固定資産建物1557,3781507,2器具備品1241,4611163,3建設仮勘定-5,6有形固定資産合計798,839675,8無形固定資産241,134184,6ソフトウェア241,134184,6ソフトウェア仮勘定2,431184,6無形固定資産合計243,565184,6投資その他の資産3,9661,5長期差入保証金300,000300,0長期前払費用3,6581,6前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	流動資産合計	11,413,886	12,026,392
器具備品 1 _{241,461} 1 _{163,3} 2 _{43,665} 5,7 6 有形固定資産合計 798,839 675,8 無形固定資産 241,134 184,7 ソフトウェア 241,134 184,7 ソフトウェア仮勘定 2,431 無形固定資産合計 243,565 184,7 投資その他の資産 243,565 184,7 投資有価証券 3,966 1,5 長期差入保証金 300,000 300,6 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8			
建設仮勘定 有形固定資産合計-5,有形固定資産798,839675,8無形固定資産241,134184,7ソフトウェア仮勘定 無形固定資産合計2,431184,7投資その他の資産243,565184,7投資有価証券 長期差入保証金 長期前払費用 前払年金費用 繰延税金資産 投資その他の資産合計3,966 300,000 	建物	¹ 557,378	¹ 507,278
建設仮勘定 有形固定資産合計-5,有形固定資産798,839675,8無形固定資産241,134184,7ソフトウェア仮勘定 無形固定資産合計2,431184,7投資その他の資産243,565184,7投資有価証券 長期差入保証金 長期前払費用 前払年金費用 繰延税金資産 投資その他の資産合計3,966 300,000 <br< td=""><td>器具備品</td><td>1 241,461</td><td>¹163,332</td></br<>	器具備品	1 241,461	¹ 163,332
無形固定資産 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 無形固定資産合計 241,134 184,7 ソフトウェア仮勘定 2,431 無形固定資産合計 243,565 184,7 投資その他の資産 投資有価証券 3,966 1,9 長期差入保証金 300,000 300,0 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8	建設仮勘定	<u>-</u>	5,198
ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 無形固定資産合計241,134 2,431184,7無形固定資産合計243,565184,7投資その他の資産 	有形固定資産合計	798,839	675,809
ソフトウェア仮勘定 無形固定資産合計2,431無形固定資産合計243,565184,7投資その他の資産 投資有価証券 長期差入保証金 長期前払費用 前払年金費用 繰延税金資産 投資その他の資産合計3,966 300,000 300,00 474,192 6,588 788,4051,6投資その他の資産合計788,405 1,668,8808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	無形固定資産		
無形固定資産合計 243,565 184,7 投資その他の資産 投資有価証券 3,966 1,9 長期差入保証金 300,000 300,0 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8	ソフトウェア	241,134	184,197
投資その他の資産 投資有価証券 3,966 1,5 長期差入保証金 300,000 300,0 長期前払費用 3,658 1,6 前払年金費用 474,192 505,2 繰延税金資産 6,588 投資その他の資産合計 788,405 808,8 固定資産合計 1,830,811 1,668,8	ソフトウェア仮勘定	2,431	-
投資有価証券3,9661,9長期差入保証金300,000300,0長期前払費用3,6581,6前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	無形固定資産合計	243,565	184,197
長期差入保証金300,000300,0長期前払費用3,6581,6前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	投資その他の資産		
長期前払費用3,6581,6前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8		3,966	1,913
前払年金費用474,192505,2繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8		300,000	300,000
繰延税金資産6,588投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	長期前払費用	3,658	1,624
投資その他の資産合計788,405808,8固定資産合計1,830,8111,668,8	前払年金費用	474,192	505,299
固定資産合計 1,830,811 1,668,8	繰延税金資産	6,588	<u>-</u>
	投資その他の資産合計	788,405	808,836
資産合計 13,244,698 13,695,2	固定資産合計	1,830,811	1,668,843
	資産合計	13,244,698	13,695,236

	(2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984
未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
固定負債		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,187,064	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	59
評価・換算差額等合計	23	59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236

(2)【損益計算書】

	前事業年度	(単位:千円) 当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	<u> </u>	
委託者報酬	8,393,214	8,777,428
受入手数料	40,555	45,394
運用受託報酬	2,510,105	2,378,824
投資助言報酬	59,261	21,832
その他収益	12,000	12,000
営業収益合計	11,015,136	11,235,478
営業費用		
支払手数料	2,517,590	2,660,380
広告宣伝費	41,242	36,916
公告費	1,000	450
調査費	2,550,720	2,547,977
調査費	1,131,594	1,225,558
委託調査費	1,419,125	1,322,418
委託計算費	484,829	494,351
営業雑経費	136,903	121,497
通信費	17,625	15,212
印刷費	100,775	86,900
協会費	10,503	11,119
諸会費	7,999	8,26
営業雑費	0	(
営業費用合計	5,732,285	5,861,573
一般管理費		3,001,010
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬 2000年	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

		(十四・111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	98	5,793
受取配当金	41	160
投資有価証券償還益	330	128
保険契約返戻金・配当金	12,098	¹ 2,155
雑益	1,095	1,798
営業外収益合計	3,663	10,036
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	7
投資有価証券償還損	215	173
為替差損	766	524
雑損失	2,125	268
営業外費用合計	3,107	973
経常利益	1,314,926	1,230,432
特別損失		
減損損失	-	² 14,968
税引前当期純利益	1,314,926	1,215,464
法人税、住民税及び事業税	331,791	329,874
法人税等調整額	70,102	34,874
法人税等合計	401,893	364,748
当期純利益	913,033	850,715

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本			
	恣★令		資本剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の				
当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	•	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本					
		利益乗	余金			
		その他利	益剰余金	利益剰余金	株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益	利益制示並 合計	合計	
		加处恒立立	剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377	
当期変動額						
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562	
当期純利益			913,033	913,033	913,033	
株主資本以外の項目の						
当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471	
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848	

	評価・掺	算差額等	
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	395	395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の	371	371	371
当期変動額 (純額)	3/1	3/1	3/1
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	23	23	9,701,824

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

				(
	株主資本			
	資本金		資本剰余金	
	貝平立	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の				
当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本					
		利益乗	創余金			
		その他利	益剰余金	되플레스스	株主資本	
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848	
当期変動額						
剰余金の配当			913,016	913,016	913,016	
当期純利益			850,715	850,715	850,715	
株主資本以外の項目の						
当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	62,300	62,300	62,300	
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547	

	評価・換		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	23	23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の	36	36	36
当期変動額 (純額)	30	30	30
当期変動額合計	36	36	62,337
当期末残高	59	59	9,639,487

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- 2. 固定資産の減価償却方法
 - (1)有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年~18年 器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
- 4. 重要な収益及び費用の計上基準

投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた 料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

TO THE STATE OF WILL DO STATE OF THE STATE O					
	前事業年度	当事業年度			
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)			
建物	167,991千円	218,091千円			
器具備品	326,602千円	398,589千円			

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	 当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円

2 減損損失関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

ソフトウエア	14,968千円
--------	----------

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日
上时怀工秘云	が工い			эдэгц	0月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

•	· / HO — # ~ 10 HX					
	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で 運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を 省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及 びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略してお ります。

前事業年度 (2024年3月31日)

	1 /		
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	3,966	3,966	-
(2)長期差入保証金	300,000	270,690	29,309
資産計	303,966	274,656	29,309

当事業年度 (2025年3月31日)

1 5 K 1 2 (= = = 1 6) 30 F	- /		
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	1,913	1,913	-
(2)長期差入保証金	300,000	253,900	46,099
資産計	301,913	255,813	46,099

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	ı
合計		300,000	3,008	-

当事業年度 (2025年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	10年超(千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	1	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	合計		
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価					
	レベル1	レベル1 レベル2 レベル3				
投資有価証券						
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913		
資産計	-	1,913	-	1,913		

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1 レベル2		レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	—————————————————————————————————————				
	レベル1 レベル2 レベル3 合計				
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900	
資産計	-	-	253,900	253,900	

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
上 刀	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
株式	=	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	245
小計	2,755	3,000	245
合計	3,966	4,000	33

当事業年度(2025年3月31日)

当			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
运 力	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	87
小計	1,913	2,000	87
合計	1,913	2,000	87

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
		(千円)	(千円)	(千円)
Γ	その他(投資信託)	992	-	7

3.減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払 年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

.) 1212/2 22/3 2 /2.153/2.45 () H-3 TE
前払年金費用の期首残高	231,980	千円
退職給付費用	169,112	"
退職給付の支払額	-	<i>II</i>
制度への拠出額	73,100	//
- 前払年金費用の期末残高	474,192	"

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円	
年金資産	1,292,266	"	
	474,465	"	_
非積立型制度の退職給付債務	273	"	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"	_
前払年金費用	474,192	"	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"	_

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

169,112 千円

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払 年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	474,192	千円	
退職給付費用	42,092	"	
退職給付の支払額	-	"	
制度への拠出額	73,199	"	
前払年金費用の期末残高	505,299	"	

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	1,289,647	"
	505,572	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"
前払年金費用	505,299	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

42,092 千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度		当事業年度		
	(2024年3月31日	(2025年3月31日])		
繰延税金資産					
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円	
未払事業税	18,407	<i>''</i>	12,282	"	
資産除去債務	70,124	<i>''</i>	72,340	"	
ソフトウェア	88,151	<i>''</i>	72,897	"	
未払賃借料	10,592	<i>''</i>	-	"	
その他	30,106	<i>"</i>	36,191	"	
繰延税金資産小計	275,987	//	254,068	"	
評価性引当額	70,124	"	72,340	"	
繰延税金資産合計	205,863	//	181,728	"	
繰延税金負債					
資産除去費用	54,076	<i>''</i>	50,727	"	
前払年金費用	145,197	"	159,270	"	
繰延税金負債合計	199,274	<i>II</i>	209,997	"	
繰延税金資産の純額	6,588	<i>II</i>	28,269	"	

- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が 法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。
- 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令和5年法律第69号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年		当事業年度		
	(自 2023年	4月1日	(自 2024年4月	1日	
	至 2024年	3月31日)	至 2025年3月	31日)	
	228,52	7 千円	229,016	 千円	
有形固定資産の取得に伴う増加額		- //	-	<i>''</i>	
時の経過による調整額	48	9 "	490	<i>"</i>	
資産除去債務の履行による減少額		- "	-	<i>II</i>	
期末残高	229,01	6 "	229,506		

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報] ´ 当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 前事業年度

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの 営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はあ りません。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの 営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はあ りません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内	50,000	生命保険	(被所有) 直接	資産運用 サービス当社の 提供信商品の	運用 受託 報酬	523,182	未収 運用 受託 報酬	299,061
	相互会社	2-1-1		業	100	提供に 投信商 販売、及び 役員の兼任	支払 手数 料	592,043	未払 手数 料	204,453

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引 の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内	-	生命保険	(被所有) 直接	資 産 運 用 サービスの 提供、当社	運用 受託 報酬	503,648	未収 運用 受託 報酬	268,290
	相互会社	2-1-1		業	100	提供、商品の 販売	支払 手数 料	648,559	未払 手数 料	230,821

(注1)取引条件ないし取引条件の決定方針等 運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。 (注2)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
 - ん。 2.算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額(千円)	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たけ当期姉利益全類

- 「休日だり日期紀列盆並領		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	913,033	850,715
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しく は取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定 めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれの あるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2)訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
東洋証券株式会社		金融商品取引法に定める第一種金融商品取引 業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社 該当事項はありません。

(2)販売会社 該当事項はありません。

[参考情報:再信託受託会社の概要] 名称、資本金の額及び事業の内容

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要

受託会社との信託契約(再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理) を委託され、その事務を行うことがあります。

資本関係

該当ありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向け メッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款(以下「約款」という。)が請求目論見書に掲載されている旨

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

- ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律 第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはそ の旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3)届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1.ファンドの目的・特色」、「2.投資リスク」、「4.手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4)交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5)交付目論見書の「3.運用実績」に委託会社のホームページアドレス(当該アドレスをコード化した 図形等も含みます。)を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより 最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6)請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容に ついては、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7)届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資する ため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9)投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書(目論見書)」
 - 「投資信託説明書(交付目論見書)」
 - 「投資信託説明書(請求目論見書)」
- (11)交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小林広樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す る内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別 した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその 他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。